

商品概要説明書

<2024 冬キャンペーン定期貯金>

(令和6年11月1日現在)

| | |
|---|---|
| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型> 愛称：「2024 冬キャンペーン定期貯金」 |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人（組合員およびその同居の家族） |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年（自動継続扱い） |
| 取扱期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月1日（金）～令和6年12月30日（月） 取扱期間中であっても募集総額5億円に達した場合や金融情勢等により取扱いを終了することがあります。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <p>※キャンペーン定期貯金のATM及びネットバンクからの預け入れはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括預入・証書式または通帳式 ・1口10万円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>中途解約時の取扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上3年未満 約定利率×70% (2) 約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% (3) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70% (4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 |
| <p>貯金保険制度 (公的制度)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または業務部（電話：042-559-5111）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="454 560 1444 828"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> | 名称 | 電話番号 | 受付日 | 受付時間 | 東京弁護士会 紛争解決センター | 03-3581-0031 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～15:00 | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 03-3595-8588 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | 10:00～12:00 13:00～16:00 | 第二東京弁護士会 仲裁センター | 03-3581-2249 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～17:00 |
|---------------------------|--|-----------------|----------------------------|-----|------|--------------------|--------------|-----------------|---------------------------|--------------------|--------------|-----------------|----------------------------|--------------------|--------------|-----------------|---------------------------|
| 名称 | 電話番号 | 受付日 | 受付時間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京弁護士会 紛争解決センター | 03-3581-0031 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～15:00 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一東京弁護士会 仲裁センター | 03-3595-8588 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | 10:00～12:00 13:00～16:00 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二東京弁護士会 仲裁センター | 03-3581-2249 | 月～金（祝日、年末年始を除く） | 9:30～12:00 13:00～17:00 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その他参考となる事項</p> | <p>◆特典1 新規並びに増額 50 万円につき、直売所商品券 1,000 円分（お一人様につき上限 2,000 円分まで）をプレゼントいたします。 ※商品券使用期限 令和7年2月24日（月）まで</p> <p>◆特典2 新規並びに増額 20 万円につき抽選券 1 枚配布</p> <p>【当選内容】 「JA あきがわ新鮮野菜セット」を抽選で 100 名様にプレゼントいたします。 ※抽選日は令和7年1月に予定しております。 ※当選発表は、「賞品」の発送をもってかえさせていただきます。 ※天候等の生育状況により、代替品となる場合がございます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あきがわ